

令和2年 第3回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月26日(木)午後1時30分から午後3時15分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	志賀喜一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (1人)

委員	9番	立川久恵
----	----	------

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第8号までについて

議案第1号 空き家に付属した農地の指定について

議案第2号 特定農地貸付の承認について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
農地調整係 係長	黒田和美
	主査 川田昌弘
	主査 飯塚康夫
主事補	上野川拓朗
主事補	柿沼誠一郎

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和2年第3回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 立川久恵委員の1名でございます。以上でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和2年第3回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号10番 本島光雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号と報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第8号まででございます。

まず、議案第1号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 空き家に付属した農地の指定について、意見を求めます。
令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第1号について、調査班、お願いします。

調査班

それでは、空き家に付属した農地の指定に関する現地調査の結果を報告します。

申請に係る事項ですが、農地の所有者は〇〇。空き家所有者は、〇〇。申請地の所在地は、〇〇、地目は2筆とも畑、面積が〇〇㎡となります。申請地は、空き家から見て南東に位置しています。

次に、「佐野市空き家に付属した農地の別断面積取扱基準に基づく検討状況」ですが、第4条基準1番については、現地を確認した結果、耕作は可能な農地と思われました。2番は、現地確認の結果、第1号の遊休農地の条件を満たしており、所有者も申請地周辺に居住していないため維持管理が行われる見込みもないものと思われます。よって2番も該当ありと思われます。3番は、空き家と農地は隣接しているため該当ありと思われます。4番は、農地所有者と空き家の所有者が異なっていますが、直近の所有者が同じかつ、相続により異なるものであるため、問題ありませ

ん。

以上1番から4番までを検討した結果、現地調査班の判断としては、指定相当と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(川上委員 挙手)

議席番号2番 川上美由紀委員、どうぞ。

2番
川上委員

確認ですが、申請人は貸借契約を結ぶということですか。売買ではないですね。

事務局

いえ、空き家に移住するにあたり、農地と空き家を取得いたします。農地の取得のために、別段面積の変更が今回申請されたものです。

2番
川上委員

空き家の購入に関しての本人の意思等は空き家の担当部署で聞いているということよろしいですか。

事務局

はい、空き家については空き家対策室が、農地部分の意向は事務局が確認いたしまして、耕作の意欲などは問題無いと思われます。また、今回の申請の後、次回総会にて農地法3条の申請と農地調整審査会が予定されていますので、その際に改めて問題が無いかを審査会に参加する委員にご判断いただきます。

2番
川上委員

なるほど、今回の申請はその土地が次回総会の3条の申請ができるようにするための申請ということなのですね。

事務局

はい、そのとおりです。

(立川勝美委員 挙手)

議 長

議席番号6番 立川勝美委員、どうぞ。

6番
立川勝美委員

申請人の耕作の確実性はいかがでしょうか。

事務局

今回、空き家に付属する農地の取得のため、3条申請をする際に最低5年間耕作する旨の誓約書の提出を求めています。

6番
立川勝美委員

わかりました。申請人には5年と言わず、継続的に耕作して貰えればと思います。

議長

これを持って質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり指定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり指定することに決定いたしました。

次に、議案第2号「特定農地貸付の承認について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 特定農地貸付の承認について、意見を求めます。
令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

特定農地貸付に関する法律の特例に関する法律検討状況は、第2条第1項については農園における1区画の面積が、10aを超えないようにするというものですが、議案に載せてあります図面からも確認できるように10aを超える区画はありませんので、該当ありと思われません。

第2条第2項、第3項に関しましては提出されている貸付規程に記載があるため問題ありません。

第2条第4項についても、事前に確認を取り、問題ありません。

続いて第3条になります。

第3条第2項については、特定農地貸付を行う際に農業委員会に提出が必要な、貸付規程に必要な条件について記載があるかを確認するものとなります。第3条第2項については、事務局で内容を確認し、すべて条件に合う記載がございましたので問題ありません。

第3条第3項第1号につきましては、現地の状況を、地区担当の委員4名と事務局で、確認いたしまして、問題ないとのことでしたので、こちらも該当ありと思われません。

最後に第3条第3項第2号については、こちらも貸付規程に記載があ

りましたので問題ありません。

以上のことから本申請は、承認相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、申請のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第2号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条567番 契約内容は、売買による所有権の移転です。対価は〇〇円です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第3号について質疑に

入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

4条120番について報告します。

本申請は、資材置場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員5m」、西は「山林」、南は「山林」、北は「山林、宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「資材置場」としての敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしま

した。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

4条121番について報告します。

本申請は、農家住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に
おいては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に
該当します。申請地はすでに宅地として使用されており、是正の案件で
す。周辺の状況は、東は「宅地」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「畑」、
北は「宅地」です。排水計画は、雨水のみ敷地内浸透です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第
1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転
用目的が「農家住宅の敷地拡張」であり、不許可の例外事由である農地法
施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われ
ます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっ
ており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ
れより議案第4号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用
に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審
議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり
許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、転用に係る面積
が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会か
らの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可するこ
とに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

5条707番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員8m」、西は「水路」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。す。

5条708番について報告します。

本申請は、駐車場及び資材置場のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「雑種地、畑」、南は「雑種地」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条709番について報告します。

本申請は、駐車場のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画
においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該
当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員2m」、
西は「宅地」、南は「市道幅員9m」、北は「水路」です。排水計画は、「雨
水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第
2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することがで
きる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替
地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討し
た結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判
断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条710番について報告します。

本申請は、作業スペースとして一時転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に
おいては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該
当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「水路」、南
は「水路」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農
振農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転
用目的が「作業スペース」であり、農地法施行令第4条第1項第1号イの
一時的な利用に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番まで
を検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしている
ものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われ
ます。

5条711番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に
おいては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に
該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員7m」、西は
「認定外道路幅員2m」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「畑」です。
排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第3種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条712番について報告します。

本申請は、資材置場のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「国道幅員5m」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条713番について報告します。

本申請は、資材置場のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。申請地はすでに「雑種地」として使用されており、是正の案件です。周辺の状況は、東は「市道幅員4m」、西は「宅地・畑」、南は「田・畑」、北は「雑種地」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「駐車場」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われまます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。こ

れより、議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地439番について報告いたします。

願出地の状況は、山林になっております。願出地の周囲には農地がないため、営農に支障はないと思われま。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成10年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、非農地証明は妥当であると思われま。

非農地440番について報告いたします。

願出地の状況は、雑種地および原野として利用されております。願出地

の周囲には農地がないため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成11年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地441番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の東と南の一部は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、昭和33年新築の記載がある家屋評価証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地442番について報告いたします。

願出地の状況は、駐車場として利用されています。願出地の南は田と畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地443番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の西は田ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地444番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されています。願出地の南は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、昭和44年新築の記載がある家屋評価証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更について、このことについて、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。
令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第7号について、調査班、お願いします。

調査班

軽微な変更23番について報告します。

本申出は、農作物直売所及び付帯設備として、プレハブハウス、テントハウス、レンタルトイレを建設するため、農業用施設用地への用途区分の変更を申し出するものです。

申出に係る事項ですが、申出地は田として利用されています。周囲の状況は、東は「市道幅員8m」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可、ただし、農用地の例外許可事由に該当する場合は許可することができる」に該当します。立地基準は、転用目的が「農作物直売所及び付帯設備」ですので、農用地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5条第2項ただし書「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われま。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われま。

軽微な変更24番について報告します。

本申出は、納屋、農業用倉庫および選果小屋として利用している申出地を是正するため、農業用施設用地への用途区分の変更を申し出するものです。

申出に係る事項ですが、申出地は納屋、農業用倉庫および選果小屋として利用されています。周囲の状況は、東は「市道幅員 7 m」、西は「市道幅員 7 m」、南は「田」、北は「市道幅員 7 m」です。排水計画は「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可、ただし、農用地の例外許可事由に該当する場合は許可することができる」に該当します。立地基準は、転用目的が「納屋、農業用倉庫、選果小屋」ですので、農用地の不許可の例外事由の 1 つである、農地法第 4 条第 6 項ただし書「農用地区域内農地を農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「転用許可の見込みは、有り」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 7 号 佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 7 号の佐野農業振興地域整備計画の軽微な変更については、農用地区域内の用途区分が変更された場合の農業用施設用地への転用許可の見込みの有無を「有」とすることに決定いたしました。

次に、議案第 8 号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第 8 号の説明をさせます。

事務局

議案第 8 号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基

盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和2年3月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号 佐野市農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第3回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時15分閉会